

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 23 日現在

機関番号：32696

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25380952

研究課題名(和文) 裁判員裁判に寄与する情状鑑定の在り方と判決前調査制度の導入可能性に関する研究

研究課題名(英文) A Study on the Possibility of Introducing a Presentence Investigation System and Investigation of Mitigating Evidence to Lay Judge Trials

研究代表者

須藤 明 (SUTOH, AKIRA)

駒沢女子大学・人文学部・教授

研究者番号：20584238

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)： 刑事裁判の量刑判断に寄与する情状鑑定の現状と課題を整理し、その充実化に向けた研究を行った。また、米国で導入されている判決前調査制度の導入可能性についても検討した。その結果、当面は、判決前調査の代替として情状鑑定の充実・活性化を図ること、そのためには、情状事実を構成する犯情と一般情状を十分理解している情状鑑定人の育成、弁護士依頼による鑑定を行う際の面接環境及び財政的問題の改善などが明確となった。なお、判決前調査制度を導入するためには、刑事手続きの面からも検討する必要がある、今後もより学際的に研究が求められる。

研究成果の概要(英文)： This study aimed to improve the investigation of mitigation evidence which would contribute to sentencing decisions in criminal trial. To this aim, the authors also examined the presentence investigation (PSI) system in the United States which may potentially be applicable to the criminal trial system in Japan. The findings indicate that investigation of mitigating evidence should be utilized more in the criminal trial, as an alternative to PSI. Training of expert witnesses is essential, who are familiar with the organization of factual circumstances, composed by circumstances of crime and general circumstances. Interview settings, financial conditions and other circumstances must be improved when expert opinions are given by request of the defense. Finally, the authors suggest that an introduction of the PSI system should be considered from the perspectives of criminal procedures. Further interdisciplinary research will be required in the future.

研究分野：社会科学・心理学・臨床心理学

キーワード：情状鑑定 判決前調査 犯情と一般情状 治療的司法 学際的研究

## 1. 研究開始当初の背景

刑事事件の鑑定は、刑事訴訟法第 223 条に基づいて行われる起訴前鑑定と、起訴後に裁判所の依頼によって行われる刑事訴訟法第 165 条に基づく鑑定があり、その多くは被告人の刑事責任能力を問う精神鑑定である。一方、被告人の量刑を判断するに当たって考慮する事項、つまり、犯行の動機、目的、被告人の家庭環境、性格・行動傾向、再犯を防止するために必要な処遇及び再犯防止上の留意点を対象とする情状鑑定がある。情状鑑定は、これまで刑事裁判で余り注目されなかったが、裁判員裁判において、その役割や期待がますます高まると考えられる。なぜならば、これまでの刑事裁判において、職業裁判官が示す量刑判断は、判例と経験に基づいており、裁判未経験の裁判員にとって、量刑判断の拠り所が乏しいからである。本庄(2006)は、従来の判決において、被告人の矯正は極めて困難であるとか、犯罪傾向の深化は著しいといった裁判官の評価が示されているが、その科学的な裏付けには疑問であるとしている。したがって、人間行動科学を柱とした情状鑑定が示す視点は、量刑判断の一助となると考える。

また、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(2006年5月24日に施行)等の施行により、成人に対する実効性の高い処遇が求められるようになった。つまり、単に刑罰を与えるだけでなく、“治療・教育的処遇”という要素が明確になったのである。したがって、刑事裁判の量刑の判断も効果的な処遇という観点が必要になっている。さらには、触法・被疑者となる高齢者や知的障害者に対する地域生活支援事業における社会福祉的支援も、従来の応報的司法だけでは対処できないことを示している。

かつて、最高裁判所は、量刑の判断に科学性を付与する必要性を指摘したことがあり(昭和35年7月12日、刑事局長通達)、1950年代後半から1960年代にかけて米国で導入されている判決前調査に関する議論が起こったが、裁判の当事者主義と相いれないという反対論もあって、立ち消えとなった。

以上から、司法の在り方が問われるようになった今日において、情状鑑定や米国他で導入されている判決前調査制度について改めて検討する必要性がある。

## 2. 研究の目的

### (1) 情状鑑定のガイドラインの作成

量刑の判断に寄与する情状鑑定の在り方を明らかにし、情状鑑定の準備から公判廷での証言に至るまでのガイドラインを作成する。

### (2) 米国の判決前調査制度の有効性と課題の検討

判決前調査制度は、米国において1920年代から量刑の判断のための中心的な情報源となっており、今日まで内容的な変遷を遂げながらも定着している。その調査を担うのは、

Probation Officer ばかりではなく、近年では、司法ソーシャルワーカーの Mitigation Specialist(減軽専門家)も担っている。このような判決前調査制度の有効性と課題を明らかにする。

### (3) 判決前調査をわが国に導入することの可否に関する検討

情状鑑定の活性・充実化とともに、将来的な展望として判決前調査制度の導入が想定されるため、法的な課題も含めて導入の可否や留意点を弁護士や法学者との意見交流の中で明らかにする。

## 3. 研究の方法

(1) 研究員が担当した情状鑑定事例の質的分析により、刑事裁判における量刑判断に寄与する情状鑑定の在り方、特に裁判員にとって分かりやすい鑑定結果の示し方や説明方法を検討する。

(2) 弁護士に対するアンケート調査、元裁判官へのインタビュー調査などにより、情状鑑定の意義と課題について法律家の視点から検討する。

(3) 米国の判決前調査制度に関する実情を把握するため、Probation Officer, Mitigation Specialist その他の専門職に訪問インタビューを行い、我が国に導入する場合の課題や留意点を検討する。

## 4. 研究成果

### (1) 情状鑑定の現状と課題

#### 情状鑑定の意義

前述した刑事施設に関する法整備や地域定着支援事業における社会的支援という取り組みは、応報刑に力点を置いた伝統的な刑事司法の転換が始まったと見てよいだろう。応報刑論は、基本的に刑罰賦課の帰結、つまり、再犯率などのデータをおよそ問題にしない立場であるが、犯罪者の処遇コスト、社会科学における根拠に基づいた実践(evidence based practice)の流れを踏まれば、再犯抑止の効果という視点も取り入れていくのは必然の流れである。

一方、米国に目を向けると、刑罰を科しても同じ者が再犯を繰り返して裁判所に戻ってくる「回転ドア現象」や刑務所の定員超過に伴うコストの問題に対して、ドラッグ・コート(Drug Court)をはじめとした問題解決型裁判所という新しい刑事司法モデルが実践されている。これは治療的司法と呼ばれる理論に基礎づけられており、人間行動科学を道具に法の持つ治療的・反治療的影響を研究し、デュー・プロセス等、他の重要な法的諸価値を侵すことなく法の治療的機能を向上させるべく創造的に思考する理論である(Winick, 2002; Winick & Wexler, 2003)。Winick(2002)は、治療的司法理論が必要となった背景として、昨今の裁判の対象となる事件には、事実の認定という狭い視点だけではなく、被告人が抱える心理的・社会的次元に関わる多様な問題そのものを解決する試みが必要であるためと述べている。この指摘は、

わが国においても同様と思われ、特に裁判員裁判の対象となる重大な事件では、被告人の生育歴や家庭環境、それらとパーソナリティの形成や認知の発達との関連、さらには事件の態様その他との関連性という理解抜きに適切な量刑の判断はできないと思われる。

情状鑑定は、訴因以外の情状を対象とし、裁判所が刑の量定、すなわち被告人に対する処遇方法を決定するための必要な知識の提供を目的とするものである(兼頭, 1977)。具体的には、犯行の動機・目的、手段方法、計画性の有無などの「犯情」と、被告人の家庭環境、生活歴、性格・行動傾向等といった「一般情状」に分けられる(上野, 2006)。情状鑑定は刑の減輕を考慮する上での情状事実を明らかにするものではあるが、判決前調査制度を持たない我が国においては、その代替的な役割を果たしている面がある。

#### 情状鑑定の現状と課題

情状鑑定は裁判所からの鑑定命令によって行われる鑑定と弁護士からの依頼によって行われる鑑定に大別され、実務的には前者を本鑑定、後者を私的鑑定と呼んでいる。ただし、私的鑑定では被告人との面接がアクリル板越しの面会室となり、時間的な制限も受けることが多い。このため、心理テストの実施も必然的に制約を受けることになり、鑑定をする上での環境が本鑑定と大きく異なってくる。また、被告人に資力がないと鑑定費用を支払えないという問題もあり、私的鑑定の活用を妨げている。

刑事事件の中でどの程度情状鑑定が行われているのか統計資料が明らかにされていないため推測の域を出ないが、2011年の最高裁統計によると公判前整理手続きに付された被告人は1893名で、そのうち鑑定があったのは73名(0.03%)となっている。この中には精神鑑定も含まれているため、情状鑑定はこの数字よりも少ないということになる。したがって、裁判所から命令が出される情状鑑定はきわめて少ないと考えられる。

情状鑑定が実施されるためには、弁護士が裁判所に鑑定請求をするか私的鑑定を依頼するかにかかっている。そこで、県弁護士会その他の協力を得て、弁護士に対して情状鑑定に関するアンケートを実施した。回答を得られたのは25名と少なく、情状鑑定への関心の乏しさを反映しているといえるかもしれない。情状鑑定の認知度に関する質問では、「知らない人がいる」若しくは「知らない人のほうが多い」と回答したのが88%であった。その要因としては、「そもそも情状鑑定を知らない。」、「情状鑑定の効用についての共通理解が形成されていない。」、「鑑定請求しても、弁護側の方針にかなう結果になるか分からない。」、「私的鑑定を頼むための資金などの問題によって逡巡してしまう。」等が挙げられていた。

ただし、情状鑑定を経験した弁護士の多くは情状鑑定が有効であり、「より活用される

のが望ましい」と回答していた。そのためには、「鑑定ができる専門家を増やすこと」、「鑑定を依頼する際の事前相談窓口の設置」といった要望が出されていた。

#### (2) 情状鑑定のガイドライン

情状鑑定事例の検討では、研究員以外にも弁護士や元裁判官といった法律実務家の視点も参考にした。本研究の中で、情状鑑定のガイドラインの完成にまで至らなかったが、以下の点が重要であることが確認された。

情状鑑定を担う鑑定人は、公判がどのように進められるのかという法的手続きについて、必要最小限の知識を有していなければならない。特に、鑑定人として公判廷で証言し、その後、弁護士、検察官及び裁判所から尋問を受けるという一連の流れについて、十分理解しておく必要がある。

情状鑑定は広義には心理学的解明に寄与する鑑定といえるが、公判で審理されるのは刑の量定を考えていくうえでの情状であり、その意味するところを理解しておくことが求められる。犯情の評価につながる狭義の情状、その他一般情状との概念的な違い等を踏まえて鑑定結果に関する証言をしなければならない。

裁判員裁判では、書証のやり取りは省略され、いわゆる「見て、聞いて、分かる」審理が行われる。そのためには、的確なアセスメントを大前提としつつ、パワーポイントを用いた視覚的かつ平易な用語による説明が求められる。鑑定前の検察官、弁護士及び鑑定人が一同に揃う事前カンファレンスで専門用語のチェックなどをしておくことは有効である。

公判における、鑑定結果の説明、それに続く証人尋問という流れは、本鑑定でも私的鑑定でも共通である。尋問は討論する場ではなく、質問されたことに対して的確に答えれば事足りるということを十分認識しておく。

私的鑑定では、弁護士側の証人として証言することになるため、弁護士寄りと見られがちだが、鑑定結果は専門性に立脚した上で行われるという点では本鑑定と変わらない。

#### (3) 判決前調査を巡る米国の司法事情

##### 判決前調査

米国では、保護観察局若しくは裁判所の担当部署に所属する Probation Officer が被告人に関する情報を収集する判決前調査制度がある。また、弁護側スタッフの Mitigation Specialist というソーシャルワーカーが行う減輕事由を中心とした調査も判決前調査と呼ばれている。

米国では、1920年代から Probation Officer による判決前調査が行われるようになり、現在もそれは量刑判断における重要な資料の一つとなっている。具体的には、被告人の生活歴、性格、心身の状況、薬物乱用の有無、学歴や職業、経済力、家庭状況、被害者の状況などについて調査し、それらは判決前調査報告書として提出される。導入当初は、

被告人について個別的処遇を行うためという Offender-Based Reports であったが、1980年代以降は、事件の態様や前科・前歴の有無を中心とした調査 (Offence-Based Reports) に移行している。判決前調査は、州によって運用の差異はあるが、重罪の場合に実施され、軽罪の場合には実施されないことが多い。また、1980年以降、多くの州で犯罪被害者・遺族への調査も判決前調査として位置づけるようになってきた。このように判決前調査の内容面は歴史的に変化しているが、これは量刑ガイドラインの活用によって、量刑の範囲が限定されたため、個別処遇の裁量余地が減少したという事情に関連しているようである。

一方、公設弁護士事務所のスタッフである Mitigation Specialist は、被告人の減輕事由を明らかにするために、生育歴や家庭環境面を中心に調査を行う。彼らの職務が定義されたのは、1998年5月に行われた全米司法会議 (Judicial Conference of the United States) においてであり、死刑事件その他において、被告人の生活史、アイデンティティ獲得上の課題などを心理学者や精神科医の評価も活用して情報を収集することとした。Mitigation Specialist の位置づけは明確であり、あくまでも被告人の立場から減輕事由の調査を行うのである。

合衆国憲法第6修正では被告人が弁護人への援助を求める権利を明記しており、弁護人は責任軽減証拠を提出する活動を求められ、必要性に応じて Mitigation Specialist などの専門的な知見の活用をしなければならないとされている。2003年6月26日、米最高裁判所は「ウィギンス対スミス、ワデンその他」(Wiggins v. Smith, Warden, et al, 539 U.S. 510 (2003)) の判決において、その点が明確になったが、山口(2005)は「裁判に人間科学の知見を反映させる法と臨床実践との協同によって、より人間的な問題解決・緩和をすすめていく司法を生み出すことを求めたもの」とその意義を述べている。

Leonard, P.B.(2003) は、Mitigation Specialist が減輕事由として収集する事実として、「精神疾患及びそれに伴う医学的な問題」、「精神遅滞」、「幼児期の虐待と家族力動」、「極度の貧困」、「自責の念」、「拘禁中の行動」、「将来の危険性」など18項目を挙げている。これらに関して、被告人や家族へのインタビュー調査や各種記録に当たって資料を収集するが、その過程の中で、必要性に応じて心理学者、精神科医その他の専門家の援助を仰ぐこともある。その点でわが国の情状鑑定人のように自ら心理テストを実施することは少ない。Mitigation Specialist の活動は、かつて Probation Officer が行っていた Offender Based な判決前調査の要素を補完しているといえるだろう。

問題解決型裁判所(ドラッグ・コートなど)ドラッグ・コートは、薬物事犯者に対して

幅広く総合的な観察や簡易薬物テスト、薬物トリートメント・サービスなどを通して、薬物事犯者に裁判所が関わり、直接的な決定権を有する特別な裁判所である。伝統的な刑事司法手続ではなく、薬物依存という病気を回復させるために治療的な手続にのせ、その経緯を裁判官などがトリートメント修了時まで、約1~3年の間、集中的に監督し、無事に治療が修了すると、刑務所などの拘禁刑を回避する。ドラッグ・コートの主な目的は、薬物の単純所持および単純自己使用に対して、裁判所における審理の間に治療施設などと繋がりをもってもらい、裁判官や検察官だけでなく、ケース・ワーカー、心理カウンセラーなど複数人でチームを組み、治療の経過を観察することを通して再度の薬物使用を最小限に抑えることにある。

研究員が訪問したワシントン州キング郡のドラッグ・コートは、1994年にアメリカ国内で12番目に開設された。開設以後、2014年の段階で2044名のクライアントが修了し、2008年には全米で最も優れたドラッグ・コートの一つとしてニューヨーク・タイムズ紙に掲載された。ワシントン州では薬物犯罪は重罪(1年を超える拘禁刑)にあたる。薬物の使用罪を犯罪として規定している国は多くなく、ワシントン州でも所持・販売等についてのみ処罰される。ワシントン州では、薬物専門の裁判所をドラッグ・コート以外に「ヴァクサ・コート(VUCSA: Violation of the Uniform Controlled Substances Act)」と呼ばれることもある。キング郡のドラッグ・コートでは最短で10か月、最長で18ヶ月、平均で15か月かけて修了する。400種類のトリートメント・プロバイダー(ドラッグ・コートが連携する回復支援施設など)を用意している。ドラッグ・コートのプログラムに参加する人は、資格適合者の55%ほどであり、45%は通常の刑事司法手続を選択している。これは、jailのほうが短期間ですむこと、ドラッグ・コートは制約が多いことなどの理由による。参加者の75%がすべてのプログラムを修了できている。

ドラッグ・コートの成果として、すなわち、法廷関係者の役割が大きく変化したことである。いわゆる法曹三者ではない関係者(ソーシャル・ワーカーなど)が活躍し、薬物問題を抱えている被告人の回復のために多くの人員とコストをかけている。

なお、問題解決型裁判所には、このほかに「メンタルヘルス・コート」、「ドメスティック・バイオレンス・コート」、「コミュニティ・コート」、「DWI・コート」などがあり、そのうちメンタルヘルス・コートを研究員は訪問した。

#### (4) 公開シンポジウムの実施

2015年2月14日に「情状鑑定の現状と課題 - 判決前調査制度への展望 - 」と題する公開シンポジウムを実施した。武内謙治九大教授による基調講演に続いて、本研究員と弁護

士，法務省の実務家を加えてのシンポジウムによって，情状鑑定の現状や今後の方向性について議論した。当面は情状鑑定の充実と活用という方向性を確認するとともに，判決前調査をわが国に導入する際の様々な課題について，学際的に議論していくことが重要であるとした。

(5) 情状鑑定の充実化と判決前調査制度への導入に向けた検討

情状鑑定がどのような場合に必要となるのか，法曹三者と人間行動科学の専門家との間で共通の理解枠を作っていくことが必要である一つの方向性として，死刑求刑事件や少年の刑事事件では，原則として情状鑑定を実施することが考えられる。

情状鑑定の充実させていくためには，本鑑定だけではなく，私的鑑定がより活用されていく必要がある。そのためには，鑑定を行うための物理的環境（面接場所や面接時間の制限など），鑑定費用などの問題について，解決していく必要がある。

鑑定の精度を高めるためには，情状鑑定ができる鑑定人の育成が必要である。また，鑑定人リストの作成など鑑定を引き受ける側の体制整備も不十分である。

判決前調査制度について 1970 年以降，議論されることはほとんどなくなった。しかしながら，裁判員制度を契機に，本庄(2006)のように，裁判員裁判における量刑判断の適切な資料をいかに確保するかという観点から，判決前調査制度に注目している法律学者も多く，日本弁護士連合会の審議資料(2001)でも同様の意見が出ている。また，社会学者である鮎川(2010)も，少年事件で行われているような少年鑑別所での心身鑑別，家庭裁判所調査官が行っている社会調査などに該当する判決前調査の導入を提唱している。

このような状況を踏まえれば，判決前調査制度の導入を本格的に検討する時期にきているように思う。ただし，この制度を進めていくためには，事実審理と量刑審理を分けて進めていく手続き二分論など，法的な整備も不可欠である。

(6) その他

日本における情状鑑定人は，Mitigation Specialist のように被告人の「軽減のため」という明確なスタンスがあるわけではない。高い専門性に裏打ちされた分かりやすい鑑定結果が結果的に軽減要素として認定されたことはある。鑑定結果と情状事実との関連については，今後も学際的に検討していかなければならない課題である。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者，研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 9 件)

須藤 明(2016), Mitigation Specialist と新しい司法の流れ(問題解決型裁判所), 家庭問題情報誌 『ふぁみりお』 67 号, 6 - 7, 査読無

須藤 明, 岡本吉生, 村尾泰弘, 丸山泰弘(2015), 米国シアトル市の刑事司法事情 - Probation officer 及び Mitigation Specialist が行う判決前調査制度を中心に, 司法福祉学研究 15 号, 94 - 106, 査読無

須藤 明(2015), 非行臨床から見た子育てのポイント, 駒沢学園心理相談センター紀要, 29 - 30, 査読無

村尾泰弘(2015), 児童虐待死事件 K の家族分析, 立正大学社会福祉研究所年報 16 巻, 29 - 37, 査読無

須藤 明(2014), 刑事司法における情状鑑定の現状と課題 - 米国の Probation Officer 及び Mitigation Specialist が行う判決前調査との比較から -, 駒沢女子大学研究紀要 21 巻, 137 - 148, 査読無  
岡本吉生(2014), 成人初期の親密性と成人アタッチメント, 青少年問題 656 号, 42 - 47, 査読無

須藤 明(2014), 裁判員裁判と情状鑑定, 司法福祉学研究 14 号, 214 - 215, 査読無

岡本吉生(2014), 情状鑑定の方法と課題, 司法福祉学研究 14 号, 215 - 216, 査読無

丸山泰弘(2014), 問題型裁判所における専門職の役割, 司法福祉学研究 14 号, 216 - 217, 査読無

〔学会発表〕(計 17 件)

須藤 明, 刑事裁判における情状鑑定人が果たすべき役割, 日本犯罪心理学会第 53 回大会 2015 年 9 月 27 日, 東北大学(宮城県仙台市)

Akira SUTOH, The Role of Expert Witness in criminal cases in Japan and surrounding issues, National Organization Of Forensic Social Work 32nd Annual Conference, Aug22, 2015, Arlington, VA (USA)

須藤 明, 刑事事件における家族臨床の意義と可能性 - 情状鑑定を通じて -, 日本家族研究・家族療法学会第 32 回東京大会, 2015 年 9 月 5 日, 日本女子大学(東京都目白区)

岡本吉生, 刑事裁判における家族臨床の意義と可能性 - 情状鑑定事例を通じて -, 日本家族研究・家族療法学会第 32 回東京大会, 2015 年 9 月 5 日, 日本女子大学(東京都目白区)

村尾泰弘, 情状鑑定の新たな取り組み, 日本家族研究・家族療法学会第 32 回東京大会, 2015 年 9 月 5 日, 日本女子大学(東京都目白区)

丸山泰弘, 判決前調査と法曹三者以外の専門家, 日本心理臨床学会第 34 回大会, 2015 年 9 月 20 日, 神戸国際会議場(兵庫県神戸市)

須藤 明, 情状鑑定の現状と課題, 日本司法福祉学会第 15 回大会, 2014 年 8 月 3 日, 追手門大学(大阪府茨木市)

須藤 明, 刑事司法における心理臨床家の在り方, 日本心理臨床学会第 33 回大会, 2014 年 8 月 23 日, パシフィコ横浜(神奈川県横浜市)

岡本吉生, 刑事事件における情状鑑定の実情と課題, 日本司法福祉学会第 15 回大会, 2014 年 8 月 3 日, 追手門大学(大阪府茨木市)

村尾泰弘, 情状鑑定の新しい試み, 日本司法福祉学会第 15 回大会, 2014 年 8 月 3 日, 追手門大学(大阪府茨木市)

Yasuhiro MARUYAMA, Criminal Welfare : Problematic Issues of Partial, Asian Criminological Society 6<sup>th</sup> Annual Conference, 2014 年 6 月 28 日, Osaka Commerce University(大阪府東大阪市)

丸山泰弘, 日本における判決前調査制度導入を巡る経緯 - 1950 年代を中心に -, 日本司法福祉学会第 15 回大会, 2014 年 8 月 3 日, 追手門大学(大阪府茨木市)

丸山泰弘, 問題解決型裁判所における法曹三者と支援者, 日本心理臨床学会第 33 回大会, 2014 年 8 月 23 日, パシフィコ横浜(神奈川県横浜市)

丸山泰弘, 判決前調査制度について, 第 3 回日本更生保護学会, 2014 年 12 月 7 日, 龍谷大学(京都府京都市)

須藤 明, 裁判員裁判と情状鑑定, 日本司法福祉学会第 14 回大会, 2013 年 8 月 4 日, 日本福祉大学(愛知県名古屋市)

岡本吉生, 情状鑑定の方法と課題, 日本司法福祉学会第 14 回大会, 2013 年 8 月 4 日, 日本福祉大学(愛知県名古屋市)

丸山泰弘, 問題解決型裁判所について, 日本司法福祉学会第 14 回大会, 2013 年 8 月 4 日, 日本福祉大学(愛知県名古屋市)

〔図書〕(計 2 件)

大川一郎, 浜口佳和, 安藤智子(編), 秋山美恵子, 岡本吉生ほか(2015), 生涯発達の中のカウンセリング, サイエンス社, 236 頁

丸山泰弘(2015), 刑事司法と福祉をつなぐ~ 罪を犯した人の福祉的支援を考える ~, 成文堂, 76 頁

〔その他〕

ホームページ等 なし

**6. 研究組織**

(1) 研究代表者

須藤 明 (SUTOH, Akira)

駒沢女子大学・人文学部・教授

研究者番号: 20584238

(2) 研究分担者

岡本 吉生 (OKAMOTO, Yoshio)

日本女子大学・家政学部・教授

研究者番号: 20315716

村尾 泰弘 (MURAO, Yasuhiro)

立正大学・社会福祉学部・教授

研究者番号: 30308126

丸山 泰弘 (MARUYAMA, Yasuhiro)

立正大学・法学部・准教授

研究者番号: 60586189